

「くまさんの輝き」専用熊本県推奨うまい米基準シンボルマーク使用管理規程

（目的）

第1条 この規程は、熊本県推奨うまい米基準（以下「県推奨うまい米基準」という。）で使用する「くまさんの輝き」専用シンボルマーク（以下、「マーク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（「くまもとサプライズ」ロゴキャラクター利用規定との関係）

第2条 マークの使用に関しては、平成29年12月1日付けくまモングループ課長と農産園芸課長との確認書に基づき、当該使用管理規程を適用するものとし、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程の手続きは不要とする。

（マークの種類）

第3条 「くまさんの輝き」について県推奨うまい米基準で使用するマークとして、別表1の県推奨うまい米基準のS基準あるいはA基準を達成したマークを設ける。

（マークの使用規程）

第4条 マークは、別表2のものを使用する。

- 2 マークの使用は、精米販売される米袋等への表示及び県内の地方公共団体等が行う熊本県推奨うまい米基準の周知・推進のためのポスター、チラシ、広報等に限定し、粳や玄米、加工品、飲料等に表示することはできない。
- 3 マークについては、熊本県推奨うまい米基準届出要領（以下「要領」という。）に基づき、県へ届出を行った販売者等が県推奨うまい米基準を達成した「くまさんの輝き」の商品に使用できるマークを要領別記様式2で熊本県知事（以下知「知事」という。）が通知する。

（使用の許諾）

- 第5条 マークを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係者が報道を目的に使用する場合を除き、あらかじめ知事の許諾を受けなければならない。
- 2 販売者の県推奨うまい米基準取り組み届出書の提出をもって使用申請とし、知事が交付する要領別記様式2においてマークを通知することで使用許諾とする。
 - 3 前項以外で商品PR資材等にマークを使用しようとする販売者は、別記様式第1号により使用申請書を提出し、知事は、第4条の使用規程に合致すると認めた場合には、別記様式第2号の使用許諾書を申請者へ送付し使用を許諾することができる。

（マークの使用と信頼性の確保）

- 第6条 県推奨うまい米基準取り組み届出者は、品質管理記帳に取組み、届出内容が生産基準及び品質基準に合致しているかどうかを確認して記帳する。
- 2 知事は、マークの使用者が県推奨うまい米基準への取り組みが行われていないと認められる場合、マークの使用を制限することができる。

（マークの取り扱い）

- 第7条 使用者は、県が作成したマークの基準に従い、自己責任において自ら印刷、シールの作成等を行い、使用する。
- 2 マークのカラー等の仕様は別紙1のとおりとする。

3 マークの使用料は、無料とする。

(使用の非独占性等)

第8条 知事の使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第9条 県は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、マークの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、マークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理すること。

3 使用者は、マークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

(情報の公開)

第11条 知事は、マークの使用許諾の状況等について、広く利用促進を図る視点から、情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課が行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

別表1 熊本県推奨うまい米基準


		S ランク ☆☆☆☆☆	A ランク ☆☆☆
生産基準 (栽培方法)	特別栽培米	必須	任意
	種子更新	必須	必須
	地域の耕種基準を順守	必須	必須
品質基準 (玄米)	タンパク質含有率 (水分 15%換算)	6.5%以下	7.0%以下
	検査等級 (農産物検査)	1 等	2 等以上
	篩目(ふるいめ)の大きさ (調整方法)	1.85mm 以上	1.8mm 以上
	水分	14.0～15.0%	14.0～15.0%
品質基準 (精米)	色彩選別	必須	任意

注) 熊本県奨励品種・認定品種を対象とする。

タンパク質含有率の測定については、測定機器の毎年点検を行うなど、精度の維持に努める。
また、値については、玄米水分を 15.0%に換算した時の値とする。

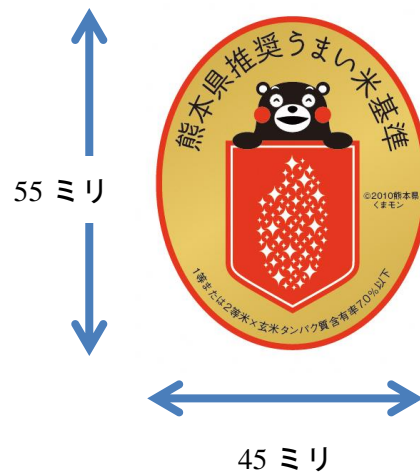
別表 2

「くまさんの輝き」専用マークについて

デザイン	表示方法
 The logo is an oval emblem with a yellow background and a red border. At the top, the text '熊本県推奨うまい米基準' (Kumamoto Prefecture Recommended Good Rice Standard) is written in black. In the center, a black bear with white accents is positioned above a red shield. The shield contains a white rice stalk. To the right of the shield, the text '©2011 熊本県産くまさん' is visible. At the bottom of the oval, the text 'くまさんの輝き 熊本県産米の品質向上を推進する会' is written in a smaller font.	<p>①熊本県推奨うまい米基準の S ランクあるいはAランク基準を達成した精米商品の米袋等に表示すること。</p>

（別紙1）マークの仕様

- ・米袋にマークを直接印刷又は貼付するシールを印刷する場合、マークの大きさは縦の長さを55ミリ、横の長さを45ミリの楕円形とし、縦横の比率は変えないこととする。
- ・マークについては、金ホイル紙（つやあり）及びカラーで使用する事。



- ・色指示

特色 4C

- ・赤：DIC565（くまモン指定色）
- ・黒：BK100%（くまモン指定色）
- ・金：MG ゴールド青金
- ・白：白